

自衛隊愛知地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	名古屋中村合同庁舎施設維持 管理業務委託	自衛隊愛知地方協力本部 名古屋中村合同庁舎	8.4.1～9.3.31	8.2.9	8.2.19 12時00分	8.2.19 12時00分		
2	名古屋中村合同庁舎機械警備 業務委託	自衛隊愛知地方協力本部 名古屋中村合同庁舎	8.4.1～9.3.31	8.2.9	8.2.19 12時00分	8.2.19 12時00分		
3	名古屋中村合同庁舎清掃役務	自衛隊愛知地方協力本部 名古屋中村合同庁舎	8.4.1～9.3.31	8.2.9	8.2.19 12時00分	8.2.19 12時00分		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒454-0003
住所：愛知県名古屋市中川区松重町3-4-1
契約機関名（担当）：自衛隊愛知地方協力本部総務課会計班（担当：吉田）
電話番号・FAX番号：052-331-6266

オープンカウンター方式による見積り依頼注意事項

1 決定方式

- (1) 1～3 総品目総額決定
- (2) 消費税抜単価及び金額を記載してください。
- (3) 総額又は単価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約相手方とします。
同価の見積をした者が2人以上ある場合は、抽選（くじ引き）により決定します。

2 契約書の作成

落札者は落札決定後、「駐屯地用標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出してください。

3 その他

- (1) 担当者氏名・連絡先電話番号を明記した上で、見積書のFAX提出、メール提出可とします。
- (2) 市価調査にご協力をお願いいたします。2/19（木）10：00までに、市価調査書に単価及び金額を記載し提出してください。（FAX・メール可）
- (3) 規格又は仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊愛知地方協力本部 総務課管理班 西村
TEL・FAX 052-331-6266

見積書

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明

殿

¥

- 1 入札条件 名古屋中村合同庁舎施設維持管理業務委託
- 2 納入期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 納入場所 名古屋中村合同庁舎(愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22)
上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「駐屯地標準契約書及び請書」の契約
条項を承諾の上入札します。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示さ
れた暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和8年2月19日

住所・名称・代表者名

内訳(消費税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
庁舎施設維持管理業務	仕様書のとおり	YR	1		
(内訳)					
1 自家用電気工作物保安管理(月次)	月次11回/年	回	11		
自家用電気工作物保安管理(年次)	年次1回/年	回	1		
2 消防設備点検	2回/年	回	2		
3 自動扉、自動シャッター保守	4回(自動扉:2台)(自動シャッター:1台)	回	4		
4 建築物等点検	1回/年	回	1		
5 空気環境測定	6回/年	回	6		
6 照度測定	2回/年	回	2		
	以下余白				
合計					

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印、2枚続きには割印を

市価調査書

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明

殿

¥

1 入札条件 名古屋中村合同庁舎施設維持管理業務委託

2 納入期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 納入場所 名古屋中村合同庁舎(愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22)

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

内 訳 (消費税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
庁舎施設維持管理業務	仕様書のとおり	YR	1		
(内 訳)					
1 自家用電気工作物保安全管理(月次)	月次11回/年	回	11		
自家用電気工作物保安全管理(年次)	年次1回/年	回	1		
2 消防設備点検	2回/年	回	2		
3 自動扉、自動シャッター保守	4回(自動扉:2台)(自動シャッター:1台)	回	4		
4 建築物等点検	1回/年	回	1		
5 空気環境測定	6回/年	回	6		
6 照度測定	2回/年	回	2		
	以 下 余 白				
合 計					

自衛隊愛知地方協力本部仕様書															
要求番号	6QQM1C80006	作成年月日	令和8年1月22日												
件名	名古屋中村合同庁舎 施設維持管理業務委託	作成部署	総務課 管理班												
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、名古屋中村合同庁舎（附帯施設含む）における施設維持管理に関する業務委託に適用する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>2.1 対象施設場所（名称）</p> <p>愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22 名古屋中村合同庁舎</p> <p>2.2 対象施設の概要</p> <p>鉄筋コンクリート造（地上3階）、延床面積870㎡、他、車庫・倉庫1棟</p> <p>2.3 履行期間</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。</p> <p>2.4 対象業務</p> <table border="0"> <tr> <td>a) 自家用電気工作物保安管理</td> <td>月次11回／年、年次1回／年</td> </tr> <tr> <td>b) 消防設備点検</td> <td>2回／年</td> </tr> <tr> <td>c) 自動扉、自動シャッター保守</td> <td>4回、（自動扉：2台） （自動シャッター：1台）</td> </tr> <tr> <td>d) 建築物等点検</td> <td>1回／年</td> </tr> <tr> <td>e) 空気環境測定</td> <td>6回／年</td> </tr> <tr> <td>f) 照度測定</td> <td>2回／年</td> </tr> </table> <p>3 自家用電気工作物保安管理</p> <p>3.1 適用</p> <p>本項目は、対象施設における自家用工作物の点検等保安管理に関する業務に適用する。</p> <p>3.2 設備概要</p> <p>105kVA</p> <p>3.3 保安規程の作成</p> <p>受託者は、保安規程を作成し、関係官公庁に対し保安管理業務外部委託承認申請及び保安規程届出他必要な手続きを行うものとする。</p> <p>なお、保安規程は既存のものを利用して差し支えない。</p>				a) 自家用電気工作物保安管理	月次11回／年、年次1回／年	b) 消防設備点検	2回／年	c) 自動扉、自動シャッター保守	4回、（自動扉：2台） （自動シャッター：1台）	d) 建築物等点検	1回／年	e) 空気環境測定	6回／年	f) 照度測定	2回／年
a) 自家用電気工作物保安管理	月次11回／年、年次1回／年														
b) 消防設備点検	2回／年														
c) 自動扉、自動シャッター保守	4回、（自動扉：2台） （自動シャッター：1台）														
d) 建築物等点検	1回／年														
e) 空気環境測定	6回／年														
f) 照度測定	2回／年														

3.4 点検、測定及び試験の実施

- a) 点検、測定及び試験の基準は、「点検、測定及び試験の基準等」による。
- b) 経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行うこと。
- c) 年次点検は、原則停電状態で行うものとする。

3.5 点検の周期

- a) 月例点検は、月1回行うものとする。
- b) 年次点検は、年1回行うものとする。ただし、点検周期が1年を超える点検内容の実施は特記による。
- c) 臨時点検は、必要に応じて行うものとする。

3.6 工事への助言

- a) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行うものとする。
- b) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導助言を行うものとする。
- c) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うものとする。

3.7 臨機の設置

- a) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止に必要な措置を指導し、助言を行うものとする。
- b) 上記の場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとする。
- c) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うものとする。
- d) 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うものとする。

3.8 検査の立会い

電気事業法に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせるものとする。

3.9 その他

- a) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うものとする。
- b) 委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うものとする。

3.10 業務の条件

3.10.1 特殊箇所の点検

次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとする。

- a) 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するものの。
- b) オートメーション化された機器等、取扱いが特殊な専門技術を要するもの。
- c) 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。
- d) 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。
- e) 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。
- f) 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
- g) 業務の都合等委託者の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

3.10.2 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- a) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、委託者に報告すること。
- b) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担する。
- c) 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しない場合は、委託者に通知すること。

3.11 連絡・報告

3.11.1 委託者の連絡する事項

委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に連絡するものとする。

- a) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- b) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- c) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- d) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- e) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合

- f) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- g) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- h) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- i) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- j) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- k) 電気事業者との需要契約を変更する場合
- l) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- m) その他電気工作物の保安に関し必要な場合

3.11.2 受託者の連絡する事項

受託者は次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとする。

- a) 月次点検及び工事中の監督を実施する場合は、その実施の前日までにその予定日
- b) 年次点検を実施する場合は、その実施予定日の2週間前までにその予定日
- c) 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- d) その他必要な事項

3.11.3 報告

点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。

4 消防設備点検

4.1 適用

本項目は、対象施設における「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防設備等の法定点検に関する業務に適用する。

4.2 対象施設の設備の概要

4.2.1 消火器具

粉末消火器（加圧式） 1 1 本

4.2.2 自動火災報知設備

- a) 受信機P型2級（5回線） 1 面
- b) 差動式スポット型感知器 2 3 個
- c) 定温式スポット型感知器 4 個
- d) 煙感知器 5 個
- e) P型2級発信機 3 個
- f) 表示灯 3 灯
- g) 音響装置 3 個

- h) 常用電源 1 個
- i) 予備電源 (受信機のみ) 1 組

4.2.3 避難器具

- a) はしご (建物地上回数 2、金属) 1 組
- b) はしご (建物地上回数 3、金属) 1 組

4.2.4 その他

- 配線 1 式

4.3 業務の条件

点検を実施する期間は、次による。

- a) 機器点検及び総合点検 7月15日から8月31日までの間
- b) 機器点検 1月15日から2月28日までの間

4.4 従事者の条件

従事者は、各種点検に必要とする資格 (甲種又は乙種消防設備士等) の有資格者とする。

4.5 点検の範囲

点検の基準及び結果報告は、次に定めるところによる。

- a) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検愛用に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」 (平成16年消防庁告示第9号)
- b) 「消防設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」 (昭和50年消防庁告示第14号)
- c) 「消防設備等の点検要領の全部改正について」 (平成14年6月11日消防予第172号)
- d) 上記に定める告示等の全部又は一部改正に伴う事項については、関係告示等の定めるところによる。

4.6 粉末消火器の放出能力試験

- a) 粉末消火器の放出能力試験は適正に行うものとし、放出能力試験を行った消火器のうち、製造年から10年を超えるものは新規取替を、製造年から10年以下のものは原則として充填を行うものとする。(新規取替消火器: 1台)

ただし充填対象の消火器であっても、新規取替することは差し支えない。

- b) 新規取替消火器は、薬剤に再生材料が重量比で40%以上使用されており、かつ、2025年以降製造で消火器リサイクルシール【有効期限2035年末以降】【株式会社消火器リサイクル推進センター発行】が貼られている消火器とすること。

4.7 点検結果報告書の提出

- a) 各点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。

b) 所轄消防署への報告及び検査立会等の一切を代行することとし、それに要する費用は受託者負担とする。

4.8 情報提供

受託者は、消防設備の維持のため、日常管理方法や、関係法令改正の連絡等の情報を、委託者に提供するサービスを実施すること。

5 自動扉、自動シャッター保守

5.1 適用

本事項は、対象施設における自動扉の点検保守に関する業務に適用する。

5.2 対象施設の設備の概要

- a) ナショナル製 電気式自動ドア ライト75 片引き 1台
- b) YKK 電気式自動ドア 2,800×2,600mm 両引き分け アルミ製 1台
- c) 三和 自動シャッター 2,280×2,600mm 1台

5.3 業務の範囲

5.3.1 点検の範囲及び周期

点検の範囲及び周期は、「自動扉保守点検の範囲及び周期」による。

5.3.2 軽易な修理等

故障が発生した場合には、委託者の通知により速やかに技術者を派遣し、軽易な修復で機能回復する場合、無償にて行うものとする。

5.3.3 消耗資材の負担範囲

保守作業に必要な消耗資材のうち、軽微な消耗品類（パッキング、リング、ヒューズ及びオイル等）は受託者の負担とする。

5.3.4 報告

点検終了後、速やかに委託者へ「点検結果報告書」を提出すること。

6 建築物等点検

6.1 適用

本項目は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項、第4項及び官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第12条第1項、第2項に基づく点検並びに同法第13条第1項に基づき定められた「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）に規定する支障がない状態を確認するための建築物及び建築設備の点検に適用する。

6.2 従事者の条件

従事者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有するものとする。

- a) 一級建築士（全ての点検業務が可）
- b) 二級建築士（全ての点検業務が可）

c) 特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）

d) 建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

6.3 業務の範囲

6.3.1 点検の内容及び方法

点検に当たっては、「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件」（平成20年11月17日国土交通省告示第1351号）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月1日国営管第59号、国営保第11号・最終改正 平成22年3月31日国営管第482号、国営保第30号）別表に準拠し実施するものとする。（国土交通省HP参照）

6.3.2 点検内容の除外

次に掲げる項目については、本業務に含まないものとする。

- a) 建築基準法第12条第4項並びに官公法第2項に規定されていない建築物等
- b) 消防設備（非常用コンセント設備及び非常用照明設備を除く）
- c) 水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道（配管部分を除く）
- d) 自家用電気工作物（屋内分岐後の分電以降の電気設備及び照明器具を除く）
- e) 点検する建築物等に該当する部位、設備がない項目
- f) その他委託者から指示する事項

6.3.3 点検の省略

次に示す部分等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとするが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録するものとする。

- a) 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの。
- b) 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの。
- c) 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの。
- d) 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存在し、点検することが危険である場所にあるもの。
- e) 地中又はコンクリート等に埋設されているもの。
- f) 目視では点検が困難である足場のない外壁面等。
- g) 屋外排水設備のます等で水中に没している部分。
- h) その他物理的理由又は安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるもの。

6.3.4 資料の貸与

業務の実施に先立ち、図書類及び点検・検査記録簿関連書類等（以下「関係資料」という。）を必要に応じ貸与するものとし、貸与を受けた関係資料については、業務完了後、速やかに返却するものとする。ただし、必要とする全ての関係資料が用意されていることを保証するものではない。

6.3.5 点検結果等の報告

- a) 各点検終了後、速やかに「点検及び確認記録（総括表）」を委託者へ提出すること。
- b) 異常があった場合は、その内容を貸与する関係資料（図面）に記載するとともに、写真にて報告すること。

7 空気環境測定

7.1 適用

本項目は、対象施設の事務室等の空気環境の測定に適用する。

7.2 業務の目的

室内空気質の状態を把握し、空気調和設備等を適正に管理することにより、健康被害の発生防止に資することを目的とする。

7.3 測定

7.3.1 測定内容及び周期

- a) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、「空気環境測定 測定の内容」による。
- b) 周期は2ヶ月ごとに1回（年間6回）行うものとする。ただし、ホルムアルデヒド測定は年1回（7月）とする。

7.3.2 測定ポイント等

- a) 測定箇所 庁舎1階、2階、3階及び外気（計4か所）
- b) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、事務室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。なお、事務室が壁等で仕切られている場合は、職員数の多い事務室とする。
- c) 外気については、1階出入口付近で測定する。ただし、気流の測定は行わない。
- d) 測定回数は1箇所につき、執務時間中に午前1回、午後1回の計2回測定する

7.4 報告

測定終了後、速やかに委託者へ「測定結果報告書」を提出すること。

8 照度測定

8.1 適用

本項目は、対象施設の事務室等の照度測定に適用する。

8.2 目的

本業務は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに視作業による作業効率の向上、作業効率の向上、作業安全の向上に資することを目的とする。

8.3 測定

8.3.1 測定方法及び周期

- a) 測定方法は、JIS C 7612（照度測定方法）によるものとし、測定機器はJIS C 1609-1（照度計）の規格品とする。
- b) 測定周期は、6ヶ月に1回とする。

8.3.2 測定箇所

測定箇所は、自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所、2階事務室、愛知労働局の任意の箇所とする。

8.4 報告

測定終了後、速やかに委託者へ「測定結果報告書」を提出すること。

9 品質保証（検査）

検査は、本仕様書に基づき実施するものとし、各種役務完了後、検査官の合格をもって完了とする。

10 その他の指示

10.1 提出書類

各役務完了後、速やかに「報告書」を提出するものとする。

10.2 安全管理等

本業務に伴う安全対策は、受託者の責任において十分管理すると共に、事故等の防止に努めるものとする。また、本業務に伴い施設等に破損が生じた場合は、速やかに委託者に報告すると共に、受託者の負担において原形に復旧するものとする。

10.3 疑義

仕様内容及び作業内容等に疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決するものとする。

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)				分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施月		備考		
				保	建	官					今年度	前回	今年度	前回			
建築設備	換気設備	防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動	無窓の居室又は火を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)	○	○	○										
			上記以外の室に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備及び機械換気設備及び空調設備	○												
	非常用の照明設備	非常用照明の作動			○	○	○										
	給水設備及び排水設備	給排水配管の外観及び固定			○												
		温熱源機器(ボイラー、湯沸し器等)の外観、固定及び作動			○	△	△										
		ポンプ類の外観、固定及び作動			○	○	○										
		タンク類の外観及び固定			○	○	○										
		排水槽の外観			○	○	○										
		浄化槽の外観、固定及び作動			○												
		排水再利用システム等の外観、固定及び作動			○	○	○										
衛生器具の外観及び固定			○	○	○												
間接排水の外観			○	○	○												
井戸の外観、固定及び作動			○														
※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目) 保:国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目 建:建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目 官:官公法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目																	
備考																	

点検、測定及び試験の基準等

項目 対象		月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
引込関係	支持物等	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定 ※2
	電線、ケーブル	電線等の高さ・他物との隔離距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	高圧キャビネット	損傷、腐食、変形、汚損、結露、施錠状態、異音、異臭、亀裂、接続箇所の過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		2年 3年 3年 3年	接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
高圧受電設備	零相変流器	異音、異臭、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	断路器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	負荷開閉器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		2年 2年 2年 2年 2年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
高圧受電設備	遮断機	異音、異臭、油量、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、漏油、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 3年 3年 3年 6年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 保護継電器動作特性試験 ※3 継電器連動動作試験 ※3 絶縁油酸価試験、 絶縁破壊電圧試験

項目 対象		月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
高圧受電設備	計器用変成器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧カットアウト	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		3年 3年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	変圧器	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態・接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 3年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検(機能及び状態) 内部点検	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	進相コンデンサ直列リアクトル	異音、異臭、過熱状態、ふくらみ、損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油、変色、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	避雷器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	高圧母線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
受・配電盤	指示計器等	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態	電圧、負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	保護継電器	異音、異臭、損傷、汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	保護継電器動作特性試験 ※3 保護継電器連動動作試験 ※3
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
構造物等・配電設備	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示					
	配電設備	電線等の高さ・他物との隔離距離、損傷、たるみ、端末処理部の損傷・亀裂・汚損、過熱による変色、支持物等の損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	ハンドホールの浸水、地盤沈下の影響接地線接続部のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2

対象	項目	月次点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
負荷設備	低圧機器	異音、異臭、指示状態、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 ※1 接地抵抗測定 ※2
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定 ※2
蓄電池設備	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定(セルごと) ※5 比重測定 ※5 液温測定 ※5
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定 ※1

- (1) 外観点検とは、主として目視により点検を行うことをいう。
- (2) 定期点検B(I)は無停電で行う点検(無停電点検)で、定期点検B(II)は停電して行う点検(停電点検)をいう。
 なお、定期点検B(I)を実施する場合は3年に1回は定期点検B(II)を行うものとする。
 設備の条件等により定期点検B(I)を適用しない場合がある。
- (3) ※1を付した測定及び試験は停電の範囲その他の理由によって行わない事がある。
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
 ただし、定期点検B(I)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
 なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
 ただし、定期点検B(I)の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
 なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。
- (6) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (7) ※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で測定する。
 ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (8) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
 この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A、B実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

自動扉等保守点検の範囲及び周期

点検項目		点検内容	周期
1	ドア・サッシ部	①ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。	3M
		②自動ドア表示ステッカー、警告ラベルの有無を点検する。	3M
		③ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。	3M
		④ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑤全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑥ドアと中立方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M
		⑦無目点検カバーの取付け状態を確認する。	3M
2	懸架部	①吊戸車、ハンガーレールの汚れ、磨耗及び損傷を点検する。	3M
		②ハンガーレールの取付け状態を点検する。	3M
		③吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	3M
3	動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。	3M
		②エンジンの取付け状態を点検する。	6M
		③防振ゴムの変形の有無を点検する。	6M
		④従動プーリーの取付け状態を点検する。	6M
		⑤ベルト、チェーン、ワイヤの張り、磨耗及び取付け状態を確認する。	6M
4	制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M
		②徐行速度の状態を点検する。	3M
		③ドア位置検出スイッチの取付け状態を点検する。	3M
		④電源スイッチり作動状態を点検する。	3M
		⑤制御装置の取付け状態を点検する。	3M
5	センサー部	①センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3M
		②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M
		③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3M
		④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M
		⑤マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	1Y
6	電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M
		②電線の支持、接続状態及び被覆のき裂の有無を点検する。	6M
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y
		④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y

※ 周期の表記

- (1) 「3M」は、3ヶ月ごとに1回行うものとする。
- (2) 「6M」は、6ヶ月ごとに1回行うものとする。
- (3) 「1Y」は、1年ごとに1回行うものとする。

空気環境測定 測定の内容

測定項目	測定器等	管理基準値
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けたものにより当該機器を標準として較正された機器	空気1m ³ につき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	検地管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10以下(注1)
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17度以上28度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下
7 ホルムアルデヒド(注2)	二・四一次ニトロフェニルヒドラジン捕集ー高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四ーアミノー三ーヒドラジノー五ーメルカプトー一・二・四ートリアゾール法により測定する機器	空気1m ³ につき0.1mg 以下(0.08ppm)

(注1) 大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を越えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物については、100万分の20とする。

(注2) ホルムアルデヒドの量については他の空気環境測定と併せて年1回(7月)測定すること。

見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

見積金額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
名古屋中村合同庁舎機械警備業務委託	仕様書のとおり	YR	1		
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	名古屋中村合同庁舎	納 期 (履行期限)	8. 4. 1～9. 3. 31		
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間	令和8年2月19日		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年2月19日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

市 価 調 査 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

金 額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
名古屋中村合同庁舎機械警備業務委託	仕様書のとおり	YR	1		
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	名古屋中村合同庁舎	納 期 (履行期限)	8. 4. 1～9. 3. 31		

広く市場価格調査を実施し、適切な価格の算定に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

自衛隊愛知地方協力本部仕様書			
要求番号	6QQM1C80004	作成年月日	令和8年1月22日
件名	名古屋中村合同庁舎 機械警備業務委託	作成部署	総務課管理班
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、名古屋中村合同庁舎の施設において機械警備を行うための大要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議し文書にて取り決めることとする。			
2 内容			
2.1 警備対象施設			
愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22 名古屋中村合同庁舎			
2.2 警備期間			
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。			
2.3 機械警備の概要			
2.3.1 業務内容			
a) 防犯、火災等の異常事態の感知			
b) 事故等確知時における関係先への通報、連絡			
2.3.2 警備方法			
機械警備システムによるものとする。			
なお、同システムで使用する電話回線は受託者の名義により契約を実施するものとし、本機械警備システム以外での目的では使用しないものとする。			
2.3.3 警備の開始と終了			
警備対象施設が無人の状態となり、警報装置警備開始の信号を受けたときから警備を開始し、警報装置警備解除の信号を受けたときに警備を終了するものとする。			
なお、警備の開始と終了に係る取扱いは後記2.5による。			
2.4 警報装置等			
受託者は警備対象施設に対し、受託者負担により警報装置等を設置するものとする。なお、撤去する場合は、センサー及び制御盤等の貫通穴はプレート等で覆い、配線は撤去しないものとする。			

2.4.1 警報装置

警報装置は警備対象施設で発生した異常事態を自動的に受託者に通報するシステムとする。

警備区域の扉は全てマグネットセンサー、金庫がある場合には金庫センサー及び振動センサーを設置するものとし、侵入が予想されるシャッター及び窓にはセンサーを設置するものとする。

また、センサーの感知以外に、配線の短絡、断線に関しても個別に監視を行うものとし、画策行為に対しても対抗できるものであること。

2.4.2 制御装置

警備対象施設を一斉にセットできるものであり、警備セットを行った際には、受託者に警備開始の信号を送るシステムとする。警備のセット及び解除は、磁気カード若しくはICカード（以下「磁気カード等」という。）で行うものとする

ただし、受託者側で使用する磁気カード等は受託者専用のものであり、その使用に際しては、明確な識別信号を送信することで、警備員の不正使用を監視、記録できるものであること。

なお、制御装置には、停電・瞬断等の電力供給停止時に電源を供給する無停電電源機能を付加するものとする。

また、異常信号送信の際、使用する電話回線が話中・着信中であっても、異常信号送信を優先させる機能を有するものであること。

2.4.3 火災感知器及び火災用制御機器

火災などによって発生する煙の濃度を感知して受託者に自動的に火災信号を出力するシステムとする。

2.5 警備の実施

- a) 受託者は警備実施中、警備受信装置を間断なく監視するものとする。
- b) 受託者は警備実施中、警備対象施設の状況確認を行う警備員と常に連絡をとられる体制を確保するものとする。
- c) 警備員は常に受託者の事業所と連絡をとり、警備対象施設の異常事態に備えるものとする。

2.6 警備開始時と終了時の取扱い

2.6.1 警備開始時における取扱い

- a) 各警備対象施設において最終退庁者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置を行い、コントローラで各警報機器のセット状況を確認する。
- b) コントローラをオールセットの状態にし、最終退庁口を施錠する。
- c) 警備対象施設における最終退庁者のオールセットの操作により、自動的にセット信号を受信して警備を開始する。

2.6.2 警備終了時における取扱い

- a) 各警備対象施設における最初の入庁者は、庁舎出入口に設置したコントローラで磁気カード等を操作して警備を解除する。
- b) 最初の入庁者によるコントローラの操作によって、自動的に解除信号を受信した際は、警備を終了する。
- c) 警備開始及び終了の日時は、受託者側で常時記録されるものとし、必要に応じて委託者側でも確認が可能なものであること。

2.7 異常発生時における受託者の処置

- a) 受託者は警報受信装置によって警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、速やかに警備員を現地に急行させ、異常事態の調査を行うとともに事態の拡大防止に当たるものとする。
- b) 警備対象施設に到着した警備員は、異常事態を確認後、その状況を受託者の事業所に連絡し、必要に応じて警察機関等関係先へ通報するものとする。
- c) 受託者は後記2.11にしたがって提出された当該警備対象施設の緊急連絡者へ連絡するものとする。

2.8 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、受託者は事故報告書を委託者に提出するものとする。

2.9 鍵及び磁気カード等の預託

- a) 警備実施に必要な鍵又は磁気カード等は、相互に預託し、預託された鍵又は磁気カード等は、それぞれが厳重な取扱いと保管を行うものとする。
- b) 本契約が終了したときは、保管する鍵又は磁気カード等を委託者は受託者に返還するものとする。

2.10 警報装置の保守点検

受託者は、各警備対象施設に設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を報告するものとする。

2.11 緊急連絡者名簿の提出

- a) 委託者は、あらかじめ各警備対象施設における緊急連絡者名簿を受託者に提出する。
- b) 緊急連絡者に変更があるときは、その都度遅滞なく文書を持って通知する。

2.12 代替警備

機械警備システムの設置が整わない場合、又は機械警備システムが機能しない場合は、委託者に事前に報告した上で常駐による警備を行うものとする。

3 品質保証（検査）

検査は、本仕様書に基づき実施するものとし、役務完了後、検査官の合格をもって完了とする。

4 その他

4.1 受託要件

警備業法第4条に規定する認定を受けている者とする。

4.2 提出書類

本業務完了後、速やかに役務完了調書を提出するものとする。

4.3 図面等

図面等については、自衛隊愛知地方協力本部において閲覧するものとする。

4.4 安全管理等

本役務に伴う安全対策は、受託者の責任において十分管理すると共に、事故等の防止に努めるものとする。また、本役務に伴い施設等に破損が生じた場合は、速やかに委託者に報告すると共に、受託者の負担において原形に復旧するものとする。

4.5 疑義

仕様内容及び作業内容等に疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決するものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	3
-----------	---

見積金額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
名古屋中村合同庁舎清掃役務	仕様書のとおり	YR	1		
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	名古屋中村合同庁舎	納 期 (履行期限)	8. 4. 1～9. 3. 31		
契約保証金	免 除	入札（見積）書有効期間	令和8年2月19日		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年2月19日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

市 価 調 査 書

件名リスト一連番号	3
-----------	---

金 額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
名古屋中村合同庁舎清掃役務	仕様書のとおり	YR	1		
以下余白					
合 計					
納入（履行） 場 所	名古屋中村合同庁舎	納 期 (履行期限)	8. 4. 1～9. 3. 31		

広く市場価格調査を実施し、適切な価格の算定に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

丸尾 寿明 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

愛知地方協力本部仕様書			
要求番号	6QQM1C60005	作成年月日	令和8年1月22日
件名	名古屋中村合同庁舎清掃役務	作成部署	総務課管理班
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、自衛隊愛知地方協力本部及び愛知労働局が発注する名古屋中村合同庁舎（以下「庁舎」という。）の清掃役務の範囲及び基準を定めるものである。</p> <p>業務の履行にあたって、請負人及び請負人の従業員（以下「清掃員」という。）は契約書及び下記の仕様の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係諸法令を遵守して、庁舎を常に清潔で衛生的な環境の確保に努めるものとする。</p>			
<p>2 役務に関する要求</p>			
<p>2.1 場所・面積</p> <p>名古屋市中村区名駅南4-1-22（名古屋中村合同庁舎） 庁舎共用部188.45㎡（1F：20.31㎡、2F：89.28㎡、3F：78.86㎡） ※別図参照</p>			
<p>2.2 業務日</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの平日 （12月29日～1月3日を除く）</p>			
<p>2.3 業務時間</p> <p>原則として午前9時から午後5時までの間に行うこと。ただし、時間内に作業困難な場合、及び官側から時間変更の申し出があった場合は、その都度協議による。</p>			
<p>2.4 業務内容</p>			
<p>2.4.1 日常清掃</p> <p>共用部及び建物外周の清掃並びにごみの回収：毎日 ※詳細は、「日常清掃作業方法」及び「清掃日誌（名古屋中村合同庁舎）」記載の項目による。</p>			
<p>2.4.2 定期清掃（1年間あたりの回数）</p> <p>a) 便所給排気口清掃及び除草：4回以上 b) 湯沸場給排気口清掃：2回以上 c) ブラインド・窓ガラス・玄関ガラス清掃：2回以上 d) 共用部床ワックス清掃（玄関、廊下）：2回以上 e) 共用部ブラシ清掃（トイレ・厨房のタイル地）：2回以上 ※詳細は、「定期清掃業務内容」及び「定期清掃報告書概要版」による。</p>			
<p>2.5 業務内容及び管理の徹底</p> <p>清掃員の業務については、別に定める日常清掃作業方法等に従い、計画的かつ効率的に作業を実施するものとする。</p> <p>また、汚れ等が発見された場合にはすみやかに清掃を行うものとし、官側から要請があった場合には、当該清掃回数にかかわらず臨時に清掃を行うものとする。</p>			

3 品質保証（検査）

検査は本仕様書に基づき実施し、検査官の合格をもって完了とする。

4 提出書類

4.1 業務従事者名簿

契約相手方は、事前に現場責任者及び清掃員名簿を官側に提出すること。また変更があった場合は、その都度修正した名簿を提出すること。

4.2 定期清掃

契約相手方は、契約締結後、速やかに「**定期清掃報告書概要版**」に計画をまとめ、官側に提出すると共に、定期清掃の実施にあたり、「**業務計画書**」を官側に提出し、承認を受けること。

定期清掃終了後は、速やかに「**定期清掃報告書概要版**」、「**業務報告書**」を官側に提出すること。

4.3 日常清掃

契約相手方は、日常清掃終了後、「**清掃日誌**」を作成し、実施した作業内容を翌開庁日の午後5時までに官側に報告すること。

5 消耗品

5.1 消耗品の負担

便所で使用する石鹼液（手洗い用）及びトイレットペーパーの補充は、契約相手方の負担で行う。また、業務に必要なダストモップ、ほうき、たわし、洗剤、雑巾その他消耗品類は契約相手方の負担とする。

5.2 消耗品の年間使用見込量

- a) 石鹼液（手洗い用、10倍に希釈、50缶）約1缶
- b) トイレットペーパー（シングル110m巻）約300巻（ダブルの使用も可）

6 安全管理等

本役務に伴う安全対策は、契約相手方の責任において十分管理すると共に、事故等の防止に努めるものとする。また、本役務に伴い施設等に破損が生じた場合は、速やかに官側に報告すると共に、契約相手方の負担において現状復旧する。

7 その他

鍵を借りる場合は、ポーチ等に保管し紛失をしないよう十分注意しなければならない。

仕様内容及び作業内容等に疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決するものとする。

日 常 清 掃 作 業 方 法

作 業 名	作 業 方 法
タイルカーペットの掃除	タイルカーペット床の清掃は、動かし得る備品は移動して、電気掃除機で吸塵する。
ピータイル床の掃除	ダストモップで拭き、必要に応じ洗剤等を用いて汚れを除去する。（汚れの状況に応じ水モップで拭き、乾拭きで仕上げる。なお、水モップを使用する場合は、除塵等をしっかり実施した後に行うこと。）
タイル床の掃除	タイル面を適正な洗剤を用いてブラシで洗浄し、水で流す。床面全体をダストモップで掃く。
その他床の拭き掃除	ごみをほうき、電気掃除機又はダストモップで清掃する。
窓台の除塵	窓台の埃、塵を除去し、必要に応じ雑巾で拭き上げる。
手摺りの拭き掃除	手摺りを雑巾で拭き上げる。
ガラスの拭き掃除	水拭きした後、乾拭きで拭き上げる。
流し台の洗浄	適正な洗剤で汚れを除去し、水跡の残らないよう専用の雑巾で拭き上げる。
衛生陶器の洗浄	適正な洗剤で汚れを除去し、水跡の残らないよう専用の雑巾で拭き上げる。
鏡みがき	水拭きの後、乾拭きで拭き上げ、曇りのないように仕上げる。必要に応じて専用のクリーナー等を用いて拭き上げる。
金属部分のみがき	適正な洗剤でみがき、乾拭きで拭き上げる。
茶殻、吸殻の処理	内容物を処理し、容器を洗浄して拭き上げる。
紙屑の処理	内容物を処理し、必要に応じて容器を拭き上げる。
汚物の処理	汚物を適正に処理し、必要に応じて容器を拭き上げる。
衛生消耗品の補充	必要に応じてトイレトペーパー、石鹼液等の補充を行う。

様式1

清掃日誌(名古屋中村合同庁舎)

令和 年 月 日(曜日) 天候

確認

作業者名 _____

清 掃 項 目		実施状況
1	各階湯沸場、休養室の清掃(毎日実施)	
2	各階ホール、階段及び手すりの清掃(毎日実施)	
3	正面玄関、職員出入口の清掃(毎日実施)	
	【ごみ等の除去及び玄関マット、タイルカーペットの清掃】	
	【ガラス扉及び周辺窓ガラスの清掃】	
4	2、3階男女便所、洗面所の清掃(毎日実施)	
5	休養室(畳部屋)等2階その他の部屋の清掃(毎日実施)	
6	回収日 廃棄物(ごみ類)の分別回収	
	毎日 毎日のごみの回収及び搬出(毎日、ごみ箱のビニール袋を回収、階段室に集積) 週1 回ゴミ回収業者回収のため、指定する曜日の前日に、通い箱等を階段室前に設置し、ビニール袋ごと入れておく。	
7	廊下の清掃(毎日実施)	
8	屋外の清掃(毎日実施(降雨の場合を除く))	
9	トイレの消耗品(紙・石鹼液)の補充(毎日チェックし、不足分を補充)	

特記事項:

定期清掃業務内容

1. 床面清掃

(1) 清掃方法

① 物品の移動・安全管理

- ・洗淨する場所に邪魔になる物品等がある場合は、作業範囲の外に移動するか動かさない机などの上に移動させること。
- ・清掃場所に人の出入りがある場合には、作業表示板を置く他、進入禁止のロープを張るなど立入を禁止する措置をすること。

② 床面の除塵（ゴミ・チリ取り）

- ・床面にホコリやチリが堆積している場合やゴミがある場合は、ほうきやダストクロスモップ（乾式モップ）を使用してあらかじめ除去すること。

③-1 洗剤調合及び洗剤塗布（剥離作業がない場合）

- ・洗剤塗布専用モップより床面に均一に洗剤を塗布すること。
- ・タンク付ポリッシャーの場合は、調合した洗剤をタンクに注入して使用すること。

③-2 剥離剤調合及び塗布（剥離作業がある場合）

- ・剥離剤塗布専用のモップにより床面に均一に塗布し5分から10分程度置くこと。
- ・剥離剤の液状はアルカリ性であり、ゴム手袋着用して作業するとともに、作業員自身の転倒事故にも十分に注意を払うこと。

④ ポリッシャー洗淨

- ・剥離剤等の飛散に注意を要する場所では、飛散防止カバーをポリッシャーに装着して使用すること。
- ・回転部分にコードが巻き付かないようにコードさばきを行い、壁や物品への衝突に注意すること。

⑤ 細部の汚れ落とし

- ・ポリッシャーによる洗淨では届かない部屋の隅や巾木などは手作業により汚れ（既存ワックス）を落とす。
- ・道具は、ハンドパッドやスクレイパーを使い、床についた固形物をこそぎ落とすこと。（床材の素材以外の一切のものを除去する。）
- ・既存ワックス面が厚く、高濃度ワックスの除去の場合にポリッシャー洗淨だけではなかなか落とすきれない箇所も、これらの道具を使って完全に落とすきするようにすること。
- ・細かい溝などがあるときには、ドライバーとタオルなどを用いて汚れを拭き取ること。

⑥汚水回収

- ・ポリッシャー洗浄後の汚水の回収は、湿式掃除機（吸水バキューム）又はフロアスクイジー等で汚水を集めて、汚水を回収すること。

⑦すすぎ・洗浄（剥離作業がある場合）

- ・汚水を回収した後も床面には強いアルカリ性の剥離剤が残っているため、すすぎ落とす洗浄を行うこと。リンス処理が必要な剥離剤を使用する場合には、中和剤を使用して床面の残液のアルカリ性を中和する作業を行うこと。

⑧汚水回収（剥離作業がある場合）

- ・⑥の要領ですすぎ、洗浄後の汚水を回収すること。

⑨モップ水拭き・乾燥

- ・ポリッシャー洗浄、すすぎ洗浄による汚水回収による取り残しや床面に残った洗剤分を除去するため、モップによる水拭き作業を行うこと。（基本的に2回程度行うこと。）
- ・部屋の角や隅の部分のモップは手を使うか、タオルによる水拭きとすること。（隅には汚れが集まりやすいので丁寧に行うこと。）
- ・モップは、水拭き専用とし、剥離剤塗布用やワックス塗布用と併用しないこと。
- ・水拭き後は、床面をよく乾燥させるため、送風機等を使用すること。

⑩ワックス塗布・乾燥

- ・床面がよく乾燥したのを確認し、奥から出口の方向に後退しながらワックス塗布を行うこと。
- ・塗布は、基本的には格子塗りによること。（剥離清掃後は床材の素の状態のため、ワックス塗布の行程を基本的には3回程度行うこと。洗浄のみの場合は基本的には2回程度おこなうこと。）
- ・行程の回数は仕様や床面の状態により変わるが、部屋の隅の厚塗りは避け、巾木には塗布しないようにすること。
- ・ワックス塗布後は、送風機などを使用して床面の乾燥を行うこと。

⑪物品の復旧・チェック

- ・ワックス塗布後の乾燥を確認し、始めに移動した物品がある場合には元の位置に戻すこと。
- ・洗浄やワックスの塗布状態をチェックし、汚れがあればタオル拭きながらチェックするようにすること。
- ・特にワックスが乾かないうちに足跡等をつけないよう注意し、ワックスかすれや塗りムラなどの皮膜の損傷がある場合には、更に1回重ね塗りすること。

(2)使用材料

①ワックスはECO製品(中性ワックス)とする。

(ジョンソン製ニュートラコート又は同等品とする。)

②洗剤及びワックスは、床等を損傷しないものを使用すること。

2. 窓ガラス清掃

(1) 清掃方法

- ①アルミサッシ窓枠部分については、刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵を行う。
- ②汚れが目立つ場合は、中性洗剤等を用いて汚れを除去して、汚水を拭き取り、水拭きをし、乾拭きして仕上げる。
- ③ガラス表面については、中性洗剤等を含ませた水を、専用アプリケーション（シャンプーホルダー（スポンジワイパー）等を含ませたもの）を使用し、洗剤をむらなく塗布し、汚れを除去すること。
- ④窓用スクイージーを使用して、汚水を拭き取る。
- ⑤汚れが目立つ場合、水分を絞ったウェスに研磨剤をつけて擦りとること。
- ⑥最後に、ガラス面やアルミサッシ等についたゴミ等の除去及び水分・汚れをウェスで拭き取ること。
- ⑦窓台については、窓台の埃、塵を除去し、必要に応じ雑巾で拭き上げること。

(2) 使用材料

洗剤には窓枠（アルミサッシ）及びパッキンを損傷しないものを使用すること。

3. ブラインドの清掃

(1) 清掃方法

a) 汚れがない場合

- ①あらかじめ、ブラインドの下にシート等を敷いてほこりなどの飛散防止措置を行うこと。
- ②小型ホウキかハンディモップ等でスラットやコードの大体のほこりを落とし除塵をすること。

b) 汚れが軽微な場合

- ①あらかじめ、ブラインドの下にシート等を敷いてほこりなどの飛散防止措置を行うこと。
- ②小型ホウキかハンディモップでスラットやコードの大体のほこりを落とし除塵をすること。
- ③ゴム手袋の上に軍手を重ねてはめ、洗面溶液に浸して3～4枚ずつスラットを指ではさみ、左右に動かしながら表面・裏面の汚れを拭いて汚れを除去すること。
- ④汚れのひどい場合は1枚ずつ拭いて汚れを除去すること。

- ⑤スラット幅の狭い場合は裏面に手をあて洗面溶液を含ませた雑巾でスラットの方向にそって拭き取ること。
 - ⑥最後は全体に水拭きし、ブラインド降ろした状態で自然乾燥させること。
- C)汚れが目立つ（著しい）場合
- ①ブラインド本体をブラケットから外し、スラットを閉じた状態にし、中性洗剤をつけた柔らかい布かスポンジで両面を洗い汚れを除去すること。
 - ②ホース等を使って水洗いをし、洗剤等を完全に洗い流すこと。なお、水洗あたり、水量・水圧は強くなりすぎないように注意すること。
 - ④乾いた布で軽く水気を拭きとり、スラットを開けた状態で風通しのよい場所に吊るし、水分を除去すること。
 - ⑤最後にブラケットに取付け、ブラインド降ろした状態で自然乾燥させること。

(2)使用材料

洗剤には窓枠(アルミサッシ)、網及びパッキンを損傷しないものを使用すること。

定期清掃報告書(名古屋中村合同庁舎) 概要版

令和 年 月 日()
天候

確認

作業者名

清 掃 項 目		実施頻度	実施予定月	実施状況
1	便所の換気用排気口の清掃	4回以上	月 月	
2	敷地内植え込み部分等の除草		月 月	
3	湯沸場換気用排気口の清掃	2回以上	月	
4	各階(2階～3階)便所タイル地・便器、湯沸場のタイル地・テーブル・シンク清掃(洗浄剤によるブラシがけ・洗浄)		月	
5	自動ドア溝の清掃(ごみの除去)		月	
6	床面等清掃(1階愛知労働局書庫、1階機械室、3階書庫、2、3階各官署専用部分を除く。)		月	
	床面清掃:ピータイル部分清掃:剝離・洗浄・ワックス塗布清掃			
	床面清掃:コンクリート部分清掃(ブラシがけ・洗浄)			
7	窓ガラス等清掃(1階愛知労働局書庫、1階機械室、3階書庫、2、3階各官署専用部分を除く。)		月	
	窓ガラス清掃 ブラインド清掃			

特記事項:

4月中に1～7の実施予定月を記載した概要版を提出すること。

(1)

あたっては、先に業務計画書(様式3)を作成の上、業務報告書(様式4)を別途作成し、報告のこと。

(2)概要版の提出に

(例 示)

(様式 3)

令和 年 月 日

自衛隊愛知地方協力本部長
愛 知 労 働 局 長 殿

業務責任者 会社名 ○○株式会社
部署及び氏名 ○○部○○課 ○○ ○○
連絡先電話番号 (○○ ○○○○)

業務計画書

下記の通り年間業務を計画しますので、よろしくお願ひいたします。

記

1. 作業名称 窓ガラス清掃、換気扇清掃、敷地内除草業務
2. 作業日時 令和○○年○月○日 () ○時○分～○時○分
3. 作業場所 名古屋中村合同庁舎○階○○室
4. 作業内容
庁舎内窓ガラス全面を清掃する。
便所及び湯沸場の換気扇を清掃する。
敷地内の除草
5. 作業員氏名
○○株式会社 △△ △△
○○有限会社 ○○ ○○
○○ ○○
6. 代表作業員の氏名及び連絡先携帯電話番号
△△ △△ (○○ ○○○○)
7. 作業車両
日産バネット 名古屋○○、トヨタバン 名古屋○○

(例 示)

(様式 4)

令和 年 月 日

自衛隊愛知地方協力本部長
愛 知 労 働 局 長 殿

業務責任者 会社名 ○○株式会社
部署及び氏名 ○○部○○課 ○○ ○○
連絡先電話番号 (○○ ○○○○)

業務報告書

下記の通り年間業務を実施しましたので、報告します。

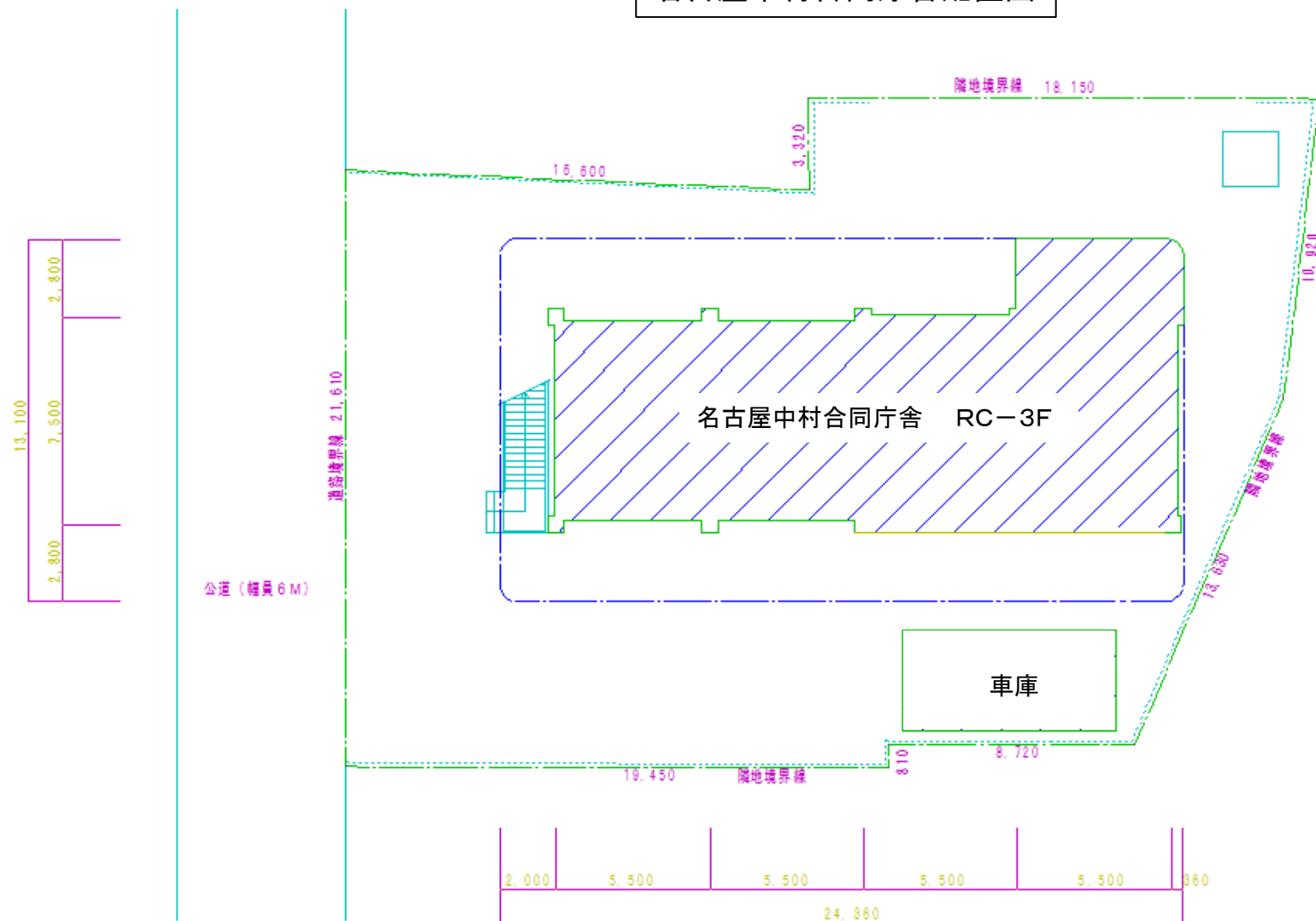
記

1. 作業名称 ○○清掃業務
2. 作業日時 令和○○年○月○日 () ○時○分～○時○分
3. 作業場所 名古屋中村合同庁舎○階○○室
4. 作業内容 (作業区分ごとの作業状況を写真に撮ること。)
 - (1) 庁舎内窓ガラス全面を清掃した。
(清掃作業中の写真参照)
 - (2) 便所及び湯沸場の換気扇を清掃した。
(清掃作業中の写真参照)
 - (3) 敷地内の除草
(清掃作業中の写真参照)

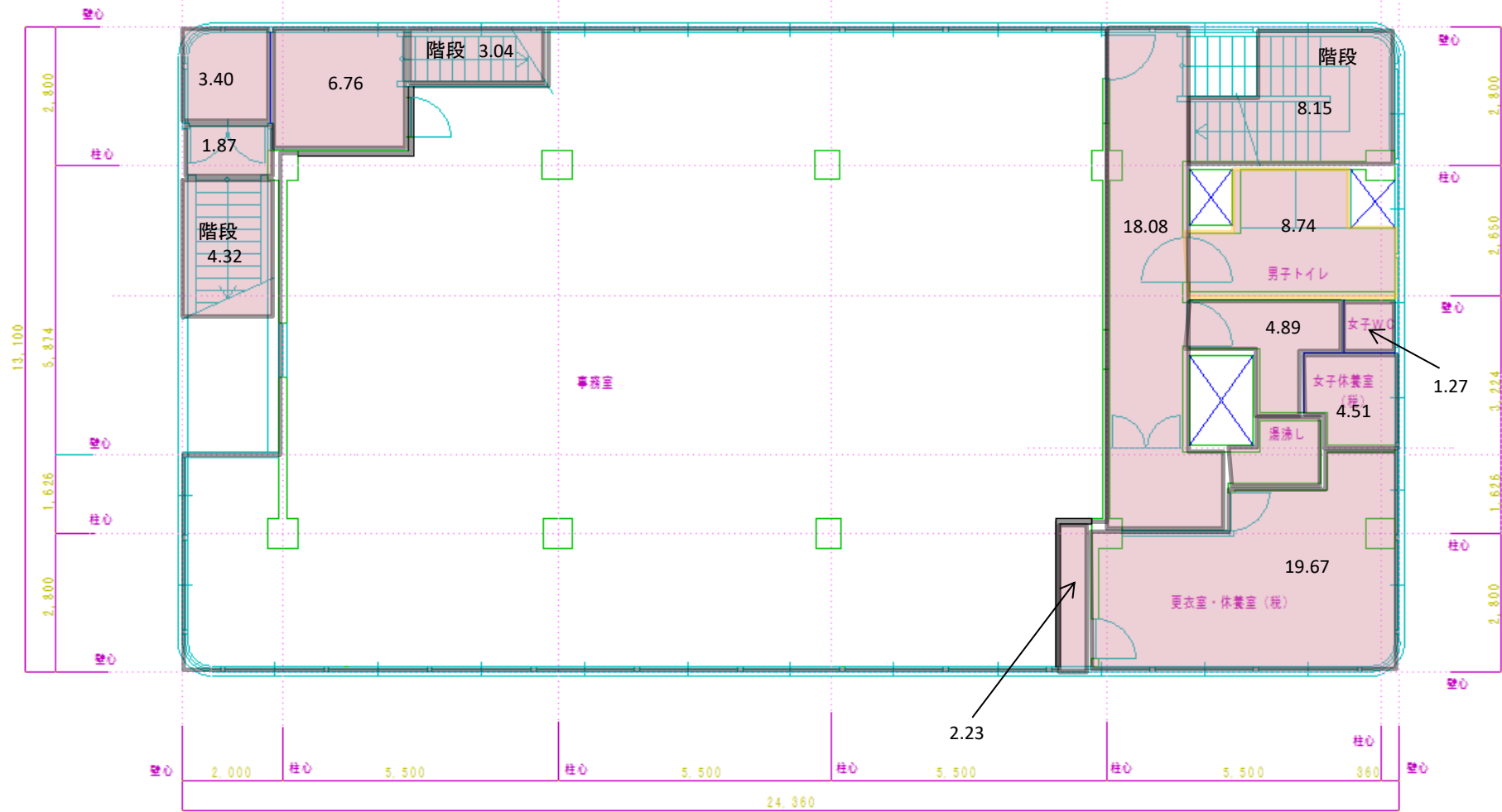
5. 作業員氏名

○○株式会社 △△ △△
○○有限会社 ○○ ○○
○○ ○○

名古屋中村合同庁舎配置図



名古屋中村合同庁舎 2階平面図



名古屋中村合同庁舎 3階平面図

